委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月16日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事·市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	杉並区	
4. 届出番号	22	
5. 独自利用事務の事例番 号	67-1	
6. 独自利用事務の対象者	障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年6月16日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	•
9. 評価書番号	26	
10. 保護評価書の名称	区重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name =%E6%9D%89%E4%B8%A6%E5%8C%BA&ev_name=%E5%8C%BA%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gen_go=4&opn_date_from_year=28&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=16&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=16&count=20	
12. 委任関係		•

執行機関名 杉並区長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年杉並区条例第16号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		杉並区個人情報の提供及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3の 項
		杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年杉並区条例第16号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第1条	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、(精神又は身体に重度の障害を有する児童)に障害児福祉手当を支給するとともに、(精神又は身体に著しく重度の障害を有する者)に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(心身に障害を有する者)(以下「障害者」という。)に係る医療費の一部を助成することにより、障害者の保健の向上に寄与するとともに、(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年杉並区条例第16号) 杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年杉並区規 則第26号)